

議案第45号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年7月豪雨による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例（平成30年里庄町条例第15号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成30年8月20日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第7号

専 決 処 分 書

平成 30 年 7 月豪雨による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 8 月 6 日

里庄町長 加藤 泰久



理 由

平成 30 年 7 月豪雨の災害被害者に対して、介護保険料の減免内容の充実を図ることから条例を制定する必要がある。

この条例はその性質上、速やかに施行する必要があり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成30年7月豪雨による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例

(災害減免の特例)

第1条 平成30年7月豪雨(以下「災害」という。)による被害者に対し、介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1項に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)に係る平成30年度分の介護保険料(以下「保険料」という。)の減免については、里庄町介護保険条例(平成12年里庄町条例第18号)の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

(保険料の減免)

第2条 町長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該第1号被保険者に係る保険料(第3号該当にあつては、別表第1で算出した対象保険料額)のうち、当該保険料額に最も減免額が大きくなる号の率を乗じて得た額を減免する。

(1) 災害による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となり、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 全部

(2) 災害による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明となった第1号被保険者 全部

(3) 災害による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからイの全てに該当する第1被保険者 別表第2の区分に応じた割合

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 前年の合計所得金額(法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。)のうち、事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(4) 災害により第1号被保険者の居住する住宅に損害を受けた世帯 別表第3の区分に応じた割合

(減免対象となる保険料)

第3条 減免対象となる保険料は、平成30年度分の保険料であつて、平成30年7月5日から平成31年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料とする。

2 平成30年7月5日前に保険料を前納している場合は、平成30年7月5日以後に納期の末日が到来するものについては、減免額を還付するものとする。

(減免の申請)

第4条 この条例の規定により保険料の減免を受けようとする者は、里庄町介護保険料減免の取扱いに関する要綱(平成27年里庄町告示第74号)に定める様式に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、平成30年9月10日までにしなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(減免の決定)

第5条 町長は、第3条第1項の規定による様式の提出があつた場合には、速やかに調査のうえ減免の処分を決定し、申請者に通知するものとする。

(減免の取消等)

第6条 町長は、前条の規定により保険料の減免の承認を受けた者が、その申請に際し、偽りその他不正行為により保険料の減免を受けたときは、その減免を取り消すものとする。

2 町長は、前条の規定により保険料の減免の承認を受けた者が、前年中の所得の修正申告をするなど状況の変化により、その減免をすることが適当でない認められるときは、その減免を取り消し、又は変更するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

別表第1 (第2条関係)

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第1号被保険者の保険料額
B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額
C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

別表第2 (第2条関係)

前年の合計所得金額	減免の割合
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8 ただし、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者について、失業し、又は事業を廃止した等により、当面の間、収入が見込まれない場合は、全部

別表第3 (第2条関係)

損害程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊・半壊	10分の8
床下浸水	10分の5

備考

- 1 損害程度は、災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に基づき、町が実施した被害状況調査の判定結果
- 2 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに該当する長期避難世帯に属する世帯の第1号被保険者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。